

災害時にも福祉サービスを①

いつどこで大規模災害が起こってもおかしくない状況の中、実際に災害が起こったときに適用されるのが「災害対策基本法」や「災害救助法」などの災害関連法です。これら6つの災害関連法の改正案が2月14日に閣議決定されました。国会で早期に成立させて、夏場の雨の多い時期の前に施行されることが目標とされているようです。



今回の法改正で注目すべき点は、被災者に対する「福祉サービスの提供」が初めて災害関連法案に盛り込まれた点です。これまで繰り返し各地で激甚災害が起こってきて、当然に医療は災害対応としてなされてきましたが、介護等の福祉サービスは日常制度のままの運用だったということが驚きです。

そもそも災害関連法は、1947年にGHQ主導で作られたものが起源となっていますが、当初GHQは当時の厚生省社会援助局に対応を求めたそうで、災害が起きた時にも生存権の一環として、生活保護で求められるような「生きていくための暮らしを守ること」を主眼に置いていたそうです。

ところが、高度経済成長期に起こった伊勢湾台風の頃から、災害対策における個人の生存権の概念は忘れ去られ、次第に災害時の道路や設備インフラ等のハード面の復旧にばかり対策が進むようになりました。もちろんハード面の復旧は必要不可欠ですが、同時に考えなければならない個人のケアへの対応が置き去りにされたまま、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震と、次々と我が国を災害が襲いました。

その間、家族の在り方が大きく変わり一人暮らしの高齢者も急増する中で、阪神淡路大震災の後、平時の社会保障制度は大きく変容しました。介護保険制度や障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）ができて、契約に基づいて社会福祉法人、NPO法人、そして株式会社といった民間の専門家が福祉サービスの提供を担うようになりました。

ところが、そうした平時の制度があるにも関わらず、災害時には「災害対策基本法」や「災害救助法」などに福祉サービスに関する規定が一切ないことで、これらの災害関連法により災害時の福祉サービスに特別な予算をつけることができず、しかも自治体職員が災害時に直接福祉サービスを担うこともできず「医療」や「保健」以外の「福祉」の分野は手付かずとなっていました。本来なら福祉サービスで救えたかもしれない人々が、孤立することにより災害関連死を招いてしまっていたかもしれません。

災害地域に居住していないと、つい対岸の火事だと感じてしまいがちです。しかし、今はいつどこで大きな災害が起こるかは誰にもわかりません。今、介護を必要としている人も、離れて暮らす家族が介護を必要としている人も、災害時に生活を維持するための福祉サービスをどのように受けられるかということについて、関心を持って今回の法制度改正を見守っていくべきでしょう。

つづく